

第 26 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 27 年 2 月 25 日（水）

午前 10 時～

泉区役所 2 A 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第四次地区住居表示実施の進捗状況と今後のスケジュールについて

(2) 第四次地区居住調査開始お知らせチラシについて

(3) 住居表示第五次地区以降の現地調査について

(4) 次回検討委員会について

4 閉会

泉区和泉町住居表示第四次地区の進捗状況について

(1) 横浜市住居表示審議会について

平成 27 年 1 月 26 日 (月) 10 時 30 分開催

○主な説明事項

- ・泉区和泉町第四次地区の概要 (実施地区の範囲、新町名候補選定理由、選定経過)
- ・平成 27 年度住居表示実施までの流れについて

*別添会議録参照

→新町界・新町名案が横浜市長に横浜市住居表示審議会の答申として報告され、横浜市の案として公示されることになった。

(2) 住居表示実施案の告示について

平成 27 年 2 月 25 日 (水) 公示

公示された案に異議がある場合の変更請求受付期間：平成 27 年 3 月 27 日まで

住居表示に関する法律第 5 条の 2

市町村長 (特別区の区長を含む。以下同じ) は、第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更 (以下「町又は字の区域の新設等」という。) について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の署名をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

→変更の請求があれば、あらかじめ公聴会を開いた上でなければ議案の議決を行うことができません。平成 26 年 8 月に公聴会を行い、市議会の議決は 9 月になる予定です。

- 6 市町村の議会は、第 2 項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることはできない。

平成 27 年度住居表示実施スケジュールについて

1 概要

泉区和泉町では、平成 24 年度から 6 か年計画で住居表示を実施しています。例年通りのスケジュールであれば、平成 27 年度は 10 月 20 日頃に第四次地区の住居表示を実施する予定です。

しかし、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 27 年 10 月以降に個人番号を通知するカード（以後「通知カード」）が送付されます。通知カードの券面には住所が記載されるため、現在の予定（10 月 20 日頃）で住居表示を実施すると、対象地区の住民は通知カードの住所欄の書換えに区役所に出向く必要があり、市民の利便性の低下が懸念されます。

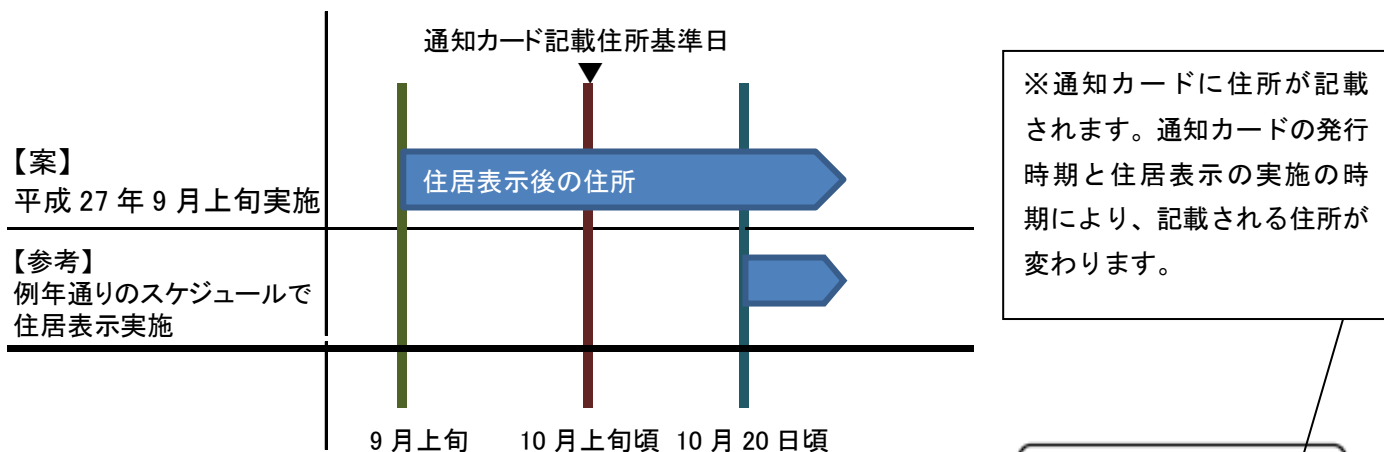
そこで、住居表示実施のスケジュールの見直しの検討が必要です。

2 スケジュールの検討

（案）9 月上旬

【選定理由】

- ・ 9 月中の住所変更であれば通知カードの住所欄に反映されるため
- ・ 9 月上旬に住居表示を実施すれば、9 月下旬に送付予定の国民健康保険証（10 月 1 日～一斉更新）に新住所を記載することが可能であるため



※通知カードに住所が記載されます。通知カードの発行時期と住居表示の実施の時期により、記載される住所が変わります。

個人番号 〇〇〇…〇〇〇
 生年月日 〇年〇月〇日
 性別 女
 氏名 番号花子
 住所 △県〇市〇町1-1-1

（案）

第四次地区の実施までのスケジュールについて

平成27年1月	<p>横浜市住居表示審議会</p> <p>住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議し、了承を頂きました。</p>
1月下旬から 3月下旬まで	<p>基礎調査</p> <p>新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行います。</p> <p>なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成27年1月下旬に自治会・町内会で回覧していただきました。</p>
2月	<p>案の公示</p> <p>審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第5条の2第1項に基づく公示を行います。2月25日の横浜市報に、新町界・新町名案を登載する予定です。</p>
4月上旬から 9月初旬まで	<p>居住調査開始のお知らせ及び居住調査</p> <p>「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行います。</p> <p>なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成27年4月上旬にお知らせのチラシを全戸配付します。</p>
6月	<p>横浜市会</p> <p>住居表示に関する法律第3条第1項及び地方自治法260条第1項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。</p>
7月	<p>実施の告示</p> <p>新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。7月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を登載する予定です。</p>
8月	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約1か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p>

9月	住居表示実施 住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第6条第1項に基づき、新住所をお使いいただきます。 また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続きをお願いします。
----	---

泉区和泉町第四次地区 住居表示に関する調査実施のお知らせ

平成27年秋頃に予定している住居表示の実施のため、次のとおり調査を行いますので、お知らせします。

- ・調査は、平成27年4月から同年秋頃までです。
- ・新住所を付けるため、家屋の形状や、出入口の位置などを調査します。
- ・住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため、お住まいの方のお名前、マンションの名称、事業所の有無などを調査します。

**調査員がお伺いしてお尋ねすることがありますので
ご協力をお願いします。**

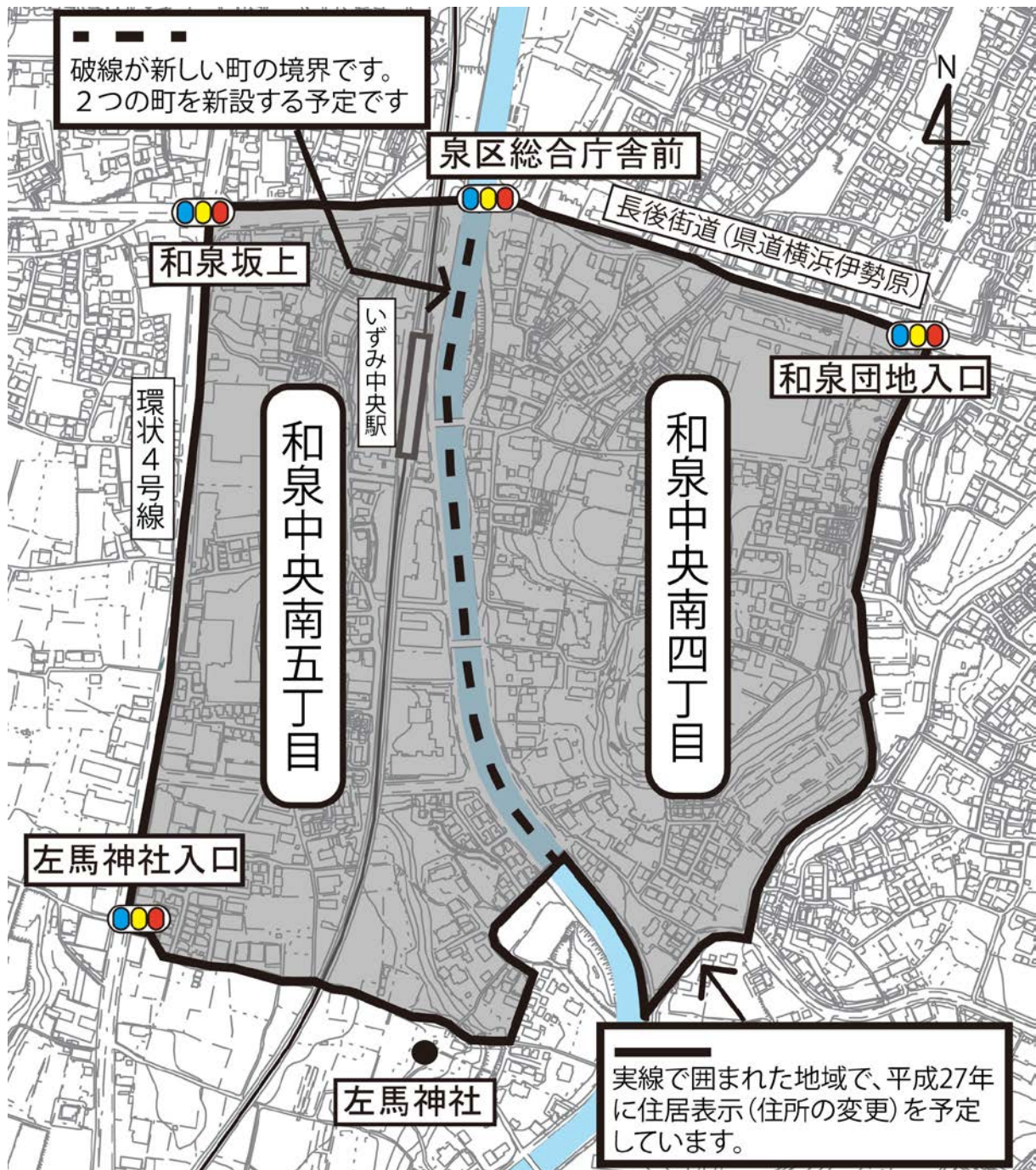
※横浜市が調査を委託した（**居住調査委託業者名**）の調査員が、お伺いします。
（調査員は腕章を着用し、横浜市発行の身分証を携帯しています。）
※個人情報は適正に管理し、住居表示の実施目的以外には使用しません。

住居表示を実施すると…

- 新住所は、「横浜市 泉区 和泉中央南〇丁目〇番〇号」となる予定です。
- 新住所の通知、住所変更の主な手続のご案内などは、住居表示実施の約1か月前にお配りします。（調査の状況により、お届けが遅れる場合があります。）
- 住所変更の主な手続については、説明会を開催してお知らせします。（住居表示実施の約1か月前を予定しています。日程については、別途チラシをお配りします。）
- 住民票などの公簿は、住居表示実施日に自動的に変更されます。
- 運転免許証や各人の取引・契約など、ご本人による住所変更が必要なものは、お手数ですが、住居表示実施日以降に、ご自身で変更手続をお願いします。
- 住居表示実施に伴い、これまでお使いの住所が変更になりますので、住所の入った印刷物（名刺・包装紙・パンフレット等）の作成、ゴム印等の作製にはご注意ください。
- 郵便物は、住居表示実施後一年間は必ず、旧住所でも配達されます。

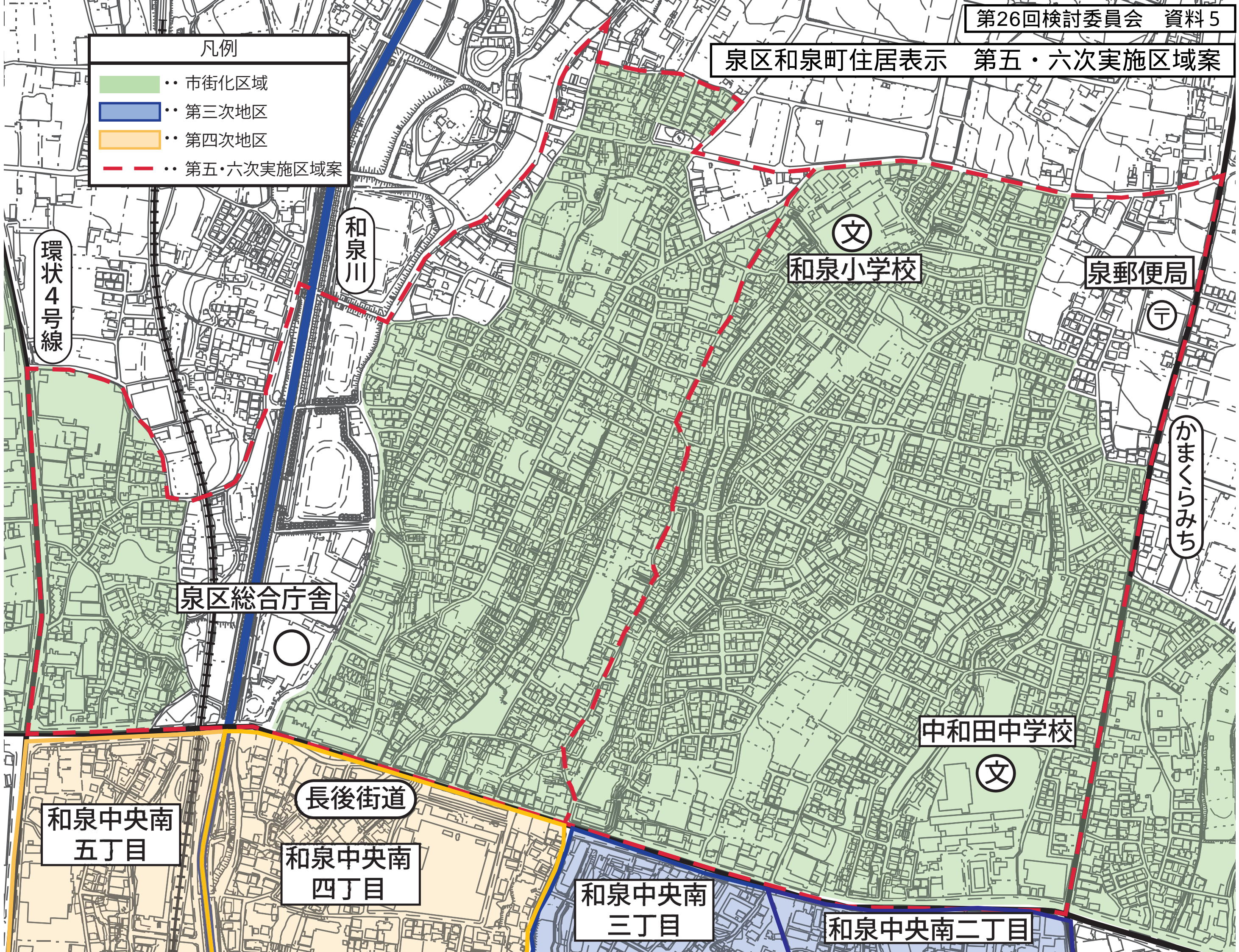
【問合せ】横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当
TEL 045-671-2320・2321
FAX 045-664-5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

泉区和泉町第四次地区実施予定区域図



泉区和泉町住居表示 第五・六次実施区域案

- 凡例
- 市街化区域
 - 第三次地区
 - 第四次地区
 - 第五・六次実施区域案



環状4号線

和泉川

文

和泉小学校

泉郵便局

〒

かまくらみち

泉区総合庁舎

○

中和田中学校

文

長後街道

和泉中央南
五丁目

和泉中央南
四丁目

和泉中央南
三丁目

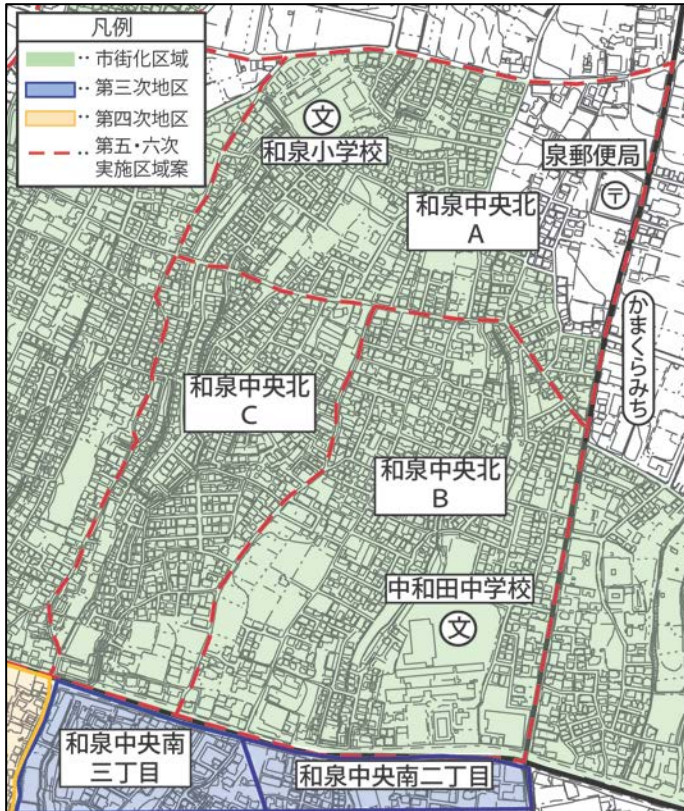
和泉中央南二丁目

和泉町住居表示 第五・六次地区町界案

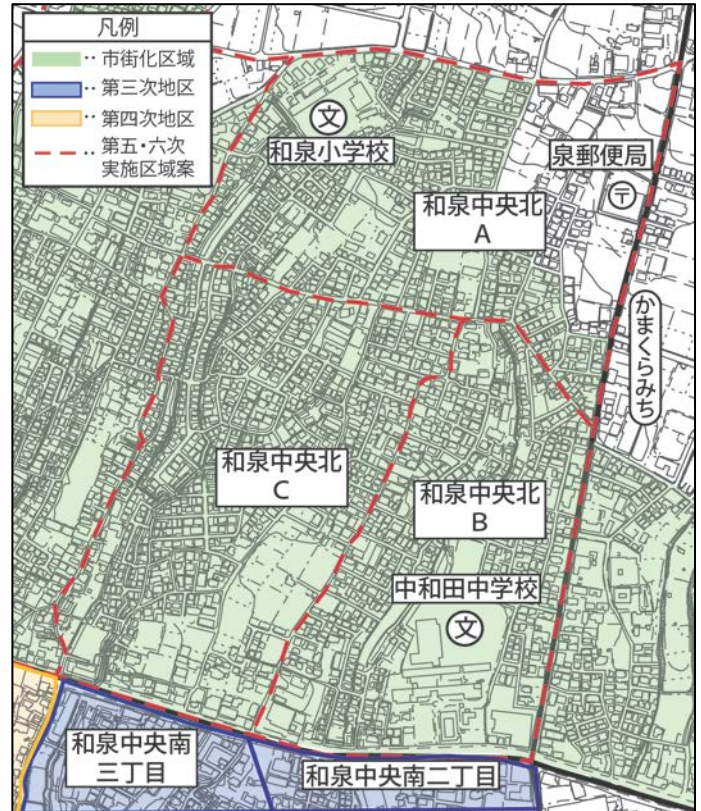
以前の検討委員会で検討していただいた、第五次・第六次地区の境界案をもとに、和泉町住居表示 第五・六次地区町界案を以下に示します。

1 第五・六次地区東部町界案

【案 1】



【案 2】



第五・六次地区東部 合計面積：0.539 km²

案 1 各町面積（概算）

和泉中央北 A：0.188 km²
 和泉中央北 B：0.220 km²
 和泉中央北 C：0.131 km²

案 2 各町面積（概算）

和泉中央北 A：0.188 km²
 和泉中央北 B：0.162 km²
 和泉中央北 C：0.189 km²